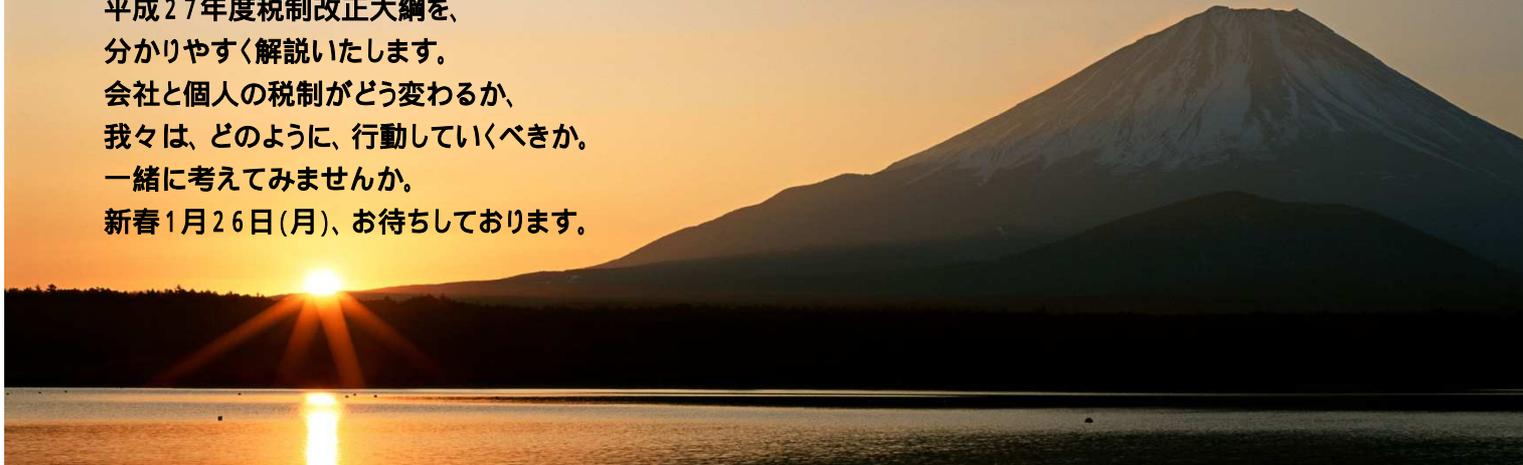


新年の「学び」は、
きっと、その1年を有意義にしてくれる。

平成27年度税制改正大綱を、
分かりやすく解説いたします。
会社と個人の税制がどう変わるか、
我々は、どのように、行動していくべきか、
一緒に考えてみませんか。
新春1月26日(月)、お待ちしております。



税理士法人 絆 新田事務所 新春セミナー 2015 開催

開催概要

2015年1月26日(月)

18:30~20:30(開場 18:10)

会場名 くまもと県民交流会館 パレア 9F 会議室1 熊本県熊本市中央区手取本町8-9

参加料 1,000円(税込)、定員70名(先着順) 席に限りがございますので、お早めにお申し込みください。

セミナープログラム

テーマ:『27年度税制改正 でこう変わる!!』 ~平成27年度税制改正大綱より~
平成27年度税制改正大綱を分かりやすく解説します。

税理士法人 絆 新田事務所 税理士 CFP 新田哲也

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ・法人税率は何%に?いつから? | ・結婚や出産、育児の資金贈与の非課税制度創設 |
| ・27年からの資産税制改正の確認 | ・空き家対策に固定資産税の強化? |
| ・住宅購入資金の贈与特例の拡大 | ・欠損金の繰越控除制度が縮小。 |
| ・消費税の軽減税率導入はどうか? | ・自動車関係諸税の見直しは。 |
| ・NISA限度額の拡大と子供版創設 | ・ゴルフ場利用税の廃止、ふるさと納税の拡充などなど |



主催:税理士法人 絆 新田事務所 熊本市中央区神水1-15-45 TEL 096-285-3301

下記に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

FAX 096-285-3302 (担当 松崎)

会社名			
ご参加者名		ご参加者名	
ご参加者名		ご参加者名	
ご住所	〒		
お電話番号		Email	